平成２５年（フ）第２８９号
茨城県水戸市石川４丁目4030番地の27、居所福島県福島市町庭坂字柿ノ下23―１
債務者　赤羽　喜義
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２９５号
茨城県小美玉市三箇839番地
債務者　清水　　愛
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３０６号
茨城県笠間市箱田1032番地
債務者　小幡　広美
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３１７号
茨城県水戸市新原１丁目21番32―205号　Ｔ’Ｓ－５
債務者　所　　正人
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２１９号
茨城県かすみがうら市下稲吉2638番地25
債務者　原口　芳江
１　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４０号
茨城県土浦市滝田２丁目265番地
債務者　島田恵利加（旧姓宮澤・蓮田）
１　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７９号
千葉県富津市青木２丁目９番地14
債務者　向井　幸子
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２７９号
新潟市秋葉区川口2098番地　澤田方
債務者　長谷川優子
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８１号
新潟市西区板井594番地
債務者　藤由真優美
１　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９７号
新潟県五泉市南本町３丁目８番４号、前住所新潟県五泉市旭町４番32号
債務者　伊藤　好枝
１　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９８号
新潟県五泉市羽下251番地
債務者　林　　信榮
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３００号
新潟市中央区女池６丁目９番14号
債務者　臼杵多恵子
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７３号
金沢市長土塀２丁目６番22号　第３サンコーポ加藤103号、従前の住所金沢市八日市２丁目68番地３
債務者　法定　　浩（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２８４号
金沢市西泉４丁目24番地１　グリーンハイツ菊Ｂ号、従前の住所金沢市米泉町６丁目44番地
債務者　才田　武二
１　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３１０号
金沢市二口町ロ38番地
債務者　北野　澄子
１　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２５３号
山梨県甲府市住吉５丁目４番10号　ロイヤルパイン102号室
債務者　平田　祐基
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
山梨県甲府市徳行５丁目２番５号
債務者　山田　雄大
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係